⑺　手続における交渉の有無　無。
⑻　競争参加資格の決定を受けていない者の参加　上記２⑵に掲げる一般競争参加資格の決定を受けていない者も上記３⑷により申請書等を提出することができるが、競争に参加するためには、落札決定の時において、当該資格の決定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。なお、当該資格の申請は「競争参加者の資格に関する公示」により随時受け付ける。
⑼　その他　詳細は入札説明書による。
5　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : HAYASHI Toshihiro, Director of Wakkanai Development and Construction Department of Hokkaido Regional Development Bureau
⑵　Classification of the services to be procured : 15, 29
⑶　Nature and quantity of the services to be required :
①　Multiplex communication equipment maintenance of Wakkanai Development and Construction Department of Hokkaido Regional Development Bureau : 1 sets
②　Information network system maintenance of Wakkanai Development and Construction Department of Hokkaido Regional Development Bureau : 1 sets
⑷　Fulfillment period : From 1 April 2025 through 31 March 2026
⑸　Fulfillment place : As in the tender documentation
⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :
①　not come under Article 70 and 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting
②　have Grade A, B, C or D in terms of the qualification for participating in tenders of the “offer of services etc.” by Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism (Single qualification for every ministry and agency) in Hokkaido region in the fiscal year of 2025・2026・2027
③　obtained a bid manual directly from system or the person of ordering
④　meet the qualification requirements which the Obligating Officer may specify in accordance with Article 73 of the Cabinet Order
⑤　not be currently under suspension of nomination by Director-General, Hokkaido Regional Development Bureau during the time of successful bid decision from time limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification
⑺　Time limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 12 : 00 p.m. 10 February 2025
⑻　Time limit for tender : 12 : 00 p.m. 10 March 2025
⑼　Contact point for the notice : SASAKI Yumi, Contracts Division, Wakkanai Development and Construction Department of Hokkaido Regional Development Bureau, 6―1, Suehiro 5-Chome, Wakkanai, Hokkaido, 097―8527, Japan TEL 0162―33―1085

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
令和７年１月９日
支出負担行為担当官
大阪航空局長　石井　靖男
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　27
○阪空契第1738号（№1738）
1　調達内容
⑴　品目分類番号　16
⑵　契約件名　宮古島ＡＲＳＲ150kVA可搬形発電装置１式の製造（電子入札対象案件）
⑶　履行内容等　本件は、150kVA可搬形発電装置を製造し、以下納入場所に納入するものである。
【調達概要】
・150kVA可搬形発電装置（ディーゼル機関発電装置、自動制御盤及び付属機器等を屋外キュービクル形の外箱に収納し、輸送可能な構造のもの）１式を製造する。
・上記製造品の納入及び既設発電装置の処分を行う。
⑷　電子調達システムの利用　本案件は、申請書等の提出、入札を電子調達システムで行う対象案件である。なお、電子調達システムによりがたい場合は、紙入札方式参加承諾願を提出するものとする。
⑸　履行期間　契約締結日の翌平日から令和７年９月30日
⑹　納入場所　沖縄県宮古島市平良字下里七原1759―１（宮古島ＡＲＳＲ局舎）
⑺　入札方法　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
2　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
⑵　予決令第71条の規定に該当しない者であること。
⑶　開札時までに令和04・05・06年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の製造」のＡ等級に格付けされた競争参加資格を有する者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、競争参加資格を継続する為に必要な手続きを行った者であること。）なお、当該資格を有していない者については、「競争参加者の資格に関する公示」（令和６年３月29日付官報）に記載されている申請方法等により、競争参加資格の申請を受け付ける。
⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、２⑶の競争参加資格を継続する為に必要な手続きを行った者を除く。
⑸　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限から開札日までの間に、国土交通省大阪航空局長から航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年６月28日付け空経第386号）に基づく指名停止を受けていない者であること。
⑹　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
⑺　次に掲げる要件を有する者であること。
１）平成21年４月１日以降に元請けとして完了した、調達物品又は同種物品を製造し、納入した実績を有すること。ただし、調達物品又は同種物品を構成する主要構成品である「ディーゼル機関」又は「発電機及び自動制御盤」を自ら設計・製造し、それらの直結・艤装を自ら実施していること。
なお、同種物品とは、定格出力75kVA以上の「ディーゼル機関発電装置」をいう。
２）調達物品の設計・製造を行うために必要な組織体制を有する者。
３）調達物品の製造計画等を適切に行える者。
４）調達物品に対し、適切な品質管理体制が整備された者。
５）調達物品に対し、サービス体制及び部品供給体制が整備された者。
①　納入先において精密点検整備等を実施することができる技術者派遣体制を有すること。
②　緊急時（夜間・休日等を含む）の連絡体制が整っていること。
③　緊急時の技術者派遣要請に対し、24時間以内に技術者を派遣できる体制を有すること。